

1. 自立援助ホームとは

(1) 自立援助ホームの現状

自立援助ホームとは、何らかの理由で家庭にいられなくなった原則15歳から20歳までの青少年達に暮らしの場を提供する施設（就学生については22歳まで利用が可能）である。そこで生活をする利用者たちは、原則としては就労による賃金を貯め、家を借りて一人暮らしを開始することをゴールとしている。しかし、義務教育終了時点で施設や家庭から出て働かなければならない青少年達は、意欲や能力の面などで、十分に一人で生活できる状況にあるとは言いがたい。自立援助ホームが設立され始めた当初は、児童養護施設の退所者支援が主だったが、近年では家庭からの直接入所する青少年の割合が増えている。2015年に全国自立援助ホーム協議会が実施した調査では、全利用者のうち半数以上を占めるようになってきている。結果として自立援助ホームの入居者支援はより丁寧なケアが求められるようになってきている。また2016年の児童福祉法改正により自立援助ホームの利用が就学生については22歳まで可能となった。そういった状況の下、自立援助ホームへ求められる役割が変わりつつある。さらに児童養護施設が機能拡充、機能強化されることによりそれまで自立援助ホームが担ってきた役割と重なる面もでてきたため、あらためて自立援助ホームにはどんな役割が求められているのか再考する時期にさしかかっている。

① 自立援助ホームの変遷

自立援助ホームの始まりは施設や家庭から出て働かなければならない児童に対して社会的援助が必要だと感じた施設関係者のボランティア活動によって創設されたことである。

一番古い就労児施設は1953年に創られた神奈川県立霞台青年寮である。1979年に閉鎖に至ったが、戦災孤児たちが中学を卒業する時期に、行政自らが全国に先駆けて設立したものであった¹。1958年には東京都豊島区に4畳半1間の部屋を借りてアフターケアセンター（後の青少年福祉センター）として、施設OBが共同生活を始め運営にあたった²。大阪でも大阪児童福祉事業協会がアフターケア施設として清心寮が1964年に事業を始め、

1971年に一般養護施設に転換し、同協会が相談事業を引き継いだ。1960年代後半から1970年代の活動は青少年福祉センターと同じく東京に養護児童のアフターケア施設として1967年に開設された憩いの家の2施設と中心に展開されていったと言える。その後、「自立援助ホームを全国に」というスローガンのもとに、1993年には全国自立援助ホーム連絡協議会が結成され³、厚生省への働きかけを中心に自立援助ホーム制度化への取り組みを進め、自立援助ホームを児童福祉法に位置づけるべく活動を行っていくこととなった⁴。

② 法的位置づけと制度

自立援助ホームが増加したのは1980年代後半から1990年代に入ってからであり、これは地方自治体や国からの公的補助が大きく影響していると考えられる⁵。1984年には東京都が「東京都自立援助ホーム制度実施要領」を作成し、初めて「自立援助ホーム」の事業に対して補助金が交付された。施設の名称も「自立援助ホーム」と呼ぶようになり、全国的にも「自立援助ホーム」の名称が使われるようになった⁶。

東京都が自立援助ホームを制度化したことにより、1988年に国が「自立相談援助事業の実施について」を通知し、これまでの自立援助ホームの活動を「自立援助相談事業」として位置づけ、国庫補助を行うようになった。1991年には東京都社会福祉協議会児童部会に「自立援助ホーム制度委員会」が設置され、先述のように1993年には全国自立援助ホーム協議会が発足することとなり、1994年に全国養護施設協議会調査研究部内に「自立援助事業小委員会」が設置された。

そうした動きや流れの中で、1997年の児童福祉法改正に伴って、自立援助ホームが児童自立生活援助事業（第二種社会福祉事業）として位置づけられたことはこれまでの自立援助ホーム関係者の実績が認められた結果と言える。自立援助ホームが第二種社会福祉事業として位置づけられる事に関して、運営財源などを考えれば第一種福祉事業として措置制度を適用していくことが無難であろうとの意見もあったが、自立援助ホームとしての福祉・医療・司法の狭間の子どものための援助の対応に困難をきたす可能性が考えられたことから、あくまでも第二種福祉事業として必要な子どもたちに柔軟な対応ができるようにとの考えであった⁷。

(2)現在の自立援助ホームに求められていること

創設当初の自立援助ホームは児童養護施設の退所者支援が中心であった。現在は従来の児童養護施設の退所者支援や自立援助ホームの退居者支援に加えて、長期に及び虐待環境の中にいた青少年、発達障害や精神障害などを抱える青少年や虞犯・非行など様々な事情を抱える青少年の利用者が増えており、そのため就労支援だけに留まらず基本的な生活習慣を含めた育て直しのような生活支援や就労意欲が持てない青少年に対して長期にわたり意欲を促すような支援といったインケアのより一層の充実が求められているように感じる。

インケアの充実以外でも入居希望者や利用者の実情が多様化している今日では、就労自立を目指すための入居ではなく、行き場を失った青少年達の居場所確保のための入居を求められているように感じる。そのような場合、ケースによっては就労支援も行いながら家庭復帰、家族関係調整の一端を担うこともあり、かつての社会に出る前の最終仕上げのような支援や退居者支援を中心に置いた形態を取り難くなっている現状があると言える。

2. トリノスの現状

(1) 開設の背景と趣旨

当法人が自立援助ホーム界説に向けて検討を開始したのは、17年前の平成15年に遡る。当日は財政的保障が不十分であるといった事由から理事会での承認を得られなかったが、その後の社会的養護下における子どもたちの社会的自立が一層困難になっていく実情をふまえ、あらためて平成24年に法人として自立援助ホーム開設にむけた検討を開始することが理事会、評議員会で決定された。翌年より法人内で検討委員会が発足され、3年にわたる議論を経た後、平成27年7月に東京都より「男子ホームの開設であれば認可する」という連絡を受け、同年10月より法人内の児童養護施設、乳児院より担当職員を募り、物件を検討した上で、具体的な準備を進めた。

当法人は乳児院、児童養護施設を運営し、0歳から18歳くらいまでの子ども達の社会的養護ニーズに応じてきた。自立援助ホームを設立するにあたっては、貧困、虐待といった子どもたちが抱える課題が重篤化し、社会に出てからも様々な困難と向き合わなければならない状況に対し、幼少期の支援から学童期、思春期の支援と実践を積み重ねてきた二葉ならではの連続した自立支援を提供する場であること、社会への出発点であり、また帰ってくるができる実家であることを目指

すこととなった。その理念は、「トリノス」というホーム名にも表れている。「トリノス」とは「鳥の巣」のことで、小さかった二葉が長い年月をかけ、大木となり、その枝にできた鳥の巣から雛たちが巣立っていく様子をイメージして名づけられた。

(2)4年間の取り組み

①これまでの利用者の概況

2019年12月までの総入居者数は17名、入居時の平均年齢は15.8歳、退居時の平均年齢は16.2歳、平均在籍期間は12.1ヶ月、入居に至る主な要因としては、虐待が8ケース、非行が3ケース、高校卒業時点での施設退所からの入居が3ケース、施設や里親不調による入居が3ケースとなっている。また中卒で入居してきた利用者は14名、入居中に高校を出ることができた利用者は1名、大学に進学した利用者は1名となっている。現在13名がすでにホームを退居しているが、就労自立をしている利用者が7名、家庭復帰した利用者が4名、拘留中が1名、退居後連絡が取れない利用者が1名となっている。

②インテーク

自立援助ホームの特色として入居の際に利用希望者の意思の確認を行う、誓約書を取交わすといったことがあるが、トリノスでは利用希望者と面談の際に、中卒で就労自立をすることはとても難しいということ、就労自立であるならばアルバイト就労での退居は原則として認めておらず正規雇用での退居を目指してもらいたいということ、親族との関係改善の兆しがあるのであれば話し合いをすすめることなどを伝えたいうえで入居について決断をしてもらっている。トリノスは、自立援助ホームにしては、家庭との直接のやりとりが多いことも1つの特色となっており、これまで6ケース、ホームと家庭が直接やりとりを行い、4名が家庭に戻っている。

③インケア

トリノスでは個別担当制をとっており、入居時にはどの職員が主たる担当であるかを伝える上で、退居までにやらなくてはいけないことをチャート化した表を利用者と担当職員で一緒に作成して、それを基に就労、生活力の向上、住居の確保、引越しなど支援を進めていく。

求職活動については、ハローワークへの同行からインターネット検索、フリーペーパー、店頭での広告といった方法を伝えた上で、利用者が自力で仕事を見つけることを原則としている。また求職期間中には就寝前に自己分析シートを記入しても

らったうえで当直の職員と面談をして、自分の適性について利用者が考える機会を提供している。

生活面での支援については、トリノスには4名の職員が在籍しているが、それぞれ健康管理、食生活、預金管理、掃除の担当となり、その4分野は全ての利用者に対し月に一度個別支援を行っている。その理由として利用者から退居後の生活について相談を受ける際、「体調を崩したがどうしていいかわからない」「食生活がひどい」「貯金がなくなった」「部屋がゴミ屋敷になった」といったことが多かったからである。健康管理としては、月に一度利用者と面談をして、チェックシートを記入していくが、質問項目の中には性に関するものや心理状態に関連したものもあり、それに対する回答をきっかけにして、性教育について話をする、心療内科への通院につなげるといったこともしている。食生活では、簡単な調理指導の他、惣菜や弁当の購入、外食への同行をする。預金管理は給料日に利用者に記帳をしてもらった上で、次月の支出計画や貯金額について話し合いを行う。掃除については、部屋の片付けとゴミの分別廃棄について職員と利用者が一緒に行う。

これらの支援の実施状況を先述のチャート表に記載して、利用者が自分が目標とする退居の日に対して現在どの時期にあるのか、どんな課題が残っているのかを見える化している。

住居支援については、保証人や親権者の同意といった課題に直面することが多いため、退居時に就労している職場へ利用者の状況を説明した上で、職場名義での借上げができないか、児童相談所を介して親権者の協力を得られないかといったことを調整している。

その他にも、特に家庭で長年不適切な養育環境にあった利用者はそもそも基本的なマナーや生活習慣が身につけていない場合も多い。挨拶や身だしなみといったマナーについての掲示物をトイレや洗面所、玄関など生活の動線上に掲示したり、銭湯へ連れて行き、体の洗い方やひげの剃り方を教えたりと、利用者のプライドに配慮しながら指導していく。

こういった基本的な支援だけでは対応しきれないような精神障害や発達障害を抱えた利用者、非行傾向の強い利用者、中には日本語が不自由な外国籍の利用者などもいたので、心療内科への通院の同行、減煙禁煙指導、ハラル料理の提供といった支援も必要に応じて実施している。また職員と利用者との関係を深めるために個別での外出やホーム全体での旅行、近くの河原でのBBQも実施し

ている。利用者同士の関係づくりとして、月に一度の利用者自治会議も開催して、生活における意見や不満などについて意見交換をしてお互いのことを知ってもらう機会も設けている。

④アフターケア

「自立援助ホームは、アフターケアが本番」と語る先輩ホームが多くあるが、トリノスでも退居後に実際に一人暮らしをしてみて色々な生活課題に直面する利用者が多くインケア同様、重要な支援となる。まだ退居した利用者が13名という状況なので要請があればなるべくすぐに対応できる人数ではあるが、今後退居者がさらに増えると今と同じような頻度でアフターケアを行うことが難しくなることが予想される。

現行では、ホームで契約しているスマートフォンのSNSアプリを介して退居者とはいつでも連絡をとれる環境にあり、必要に応じて訪問面会支援を行っている。特に退居してから1年未満の利用者については定期的に職員からメッセージを送って近況を確認している。また誕生日や成人式といったお祝い事の際にはホームから連絡をいれて職員と外食をするといったこともしている。さらに生活状況によっては、退居している利用者へ再度のホーム入居を提案し、生活の立て直しや求職活動を手伝うといった支援も行っている。

⑤関係機関との連携

トリノスは開設以来、多くの外部機関から支援をいただいている。児童養護施設と比べると予算が限られている中、寄付は運営上必要不可欠なものであり、自立支援の質の向上に直結しているものである。フードバンクからの食材の提供、企業・団体からの利用者支援、例えば運転免許取得などのための助成金、また多くの個人の方からの寄付に支えられている。また、就労先としてつながりのある企業も4年間で10社を超え、自力で就労先を見つけられない利用者や退居後に失職してしまった利用者がある際に相談をさせてもらっている。

様々な外部機関からの支援をいただいている中でとりわけ所在地である日野市社会福祉協議会からの支援は、開設準備期以来、継続していただいております。日野社協を通じて、地元の自治会活動への参加や市内の他団体とのつながり、市内における福祉関連のイベントへの参加、民生委員や保護司の方とのつながり、市民農園への参加、市内の企業や支援者の方とのつながりが実現し、トリノスが利用者の安心できる場所になるための基盤を作っていただいた。

3. 支援の実践例

次に、トリノスに入居していたケースについて支援の実践の報告をする。なお、事例として挙げている援助ケースについてはプライバシー保護の観点から個人を識別できないように趣旨を変えない程度の加工を行っている。

(1) 就労自立支援において個別の特徴をふまえた支援を行ったケース

A 君は一時保護を経てまもなく 18 歳になる時期にトリノスへ入居となった。就労開始から 1 か月ほどは真面目に働いていたものの、無断欠勤がちになり、結局 3 か月ほどで退職となった。時間内に作業を終えられない、一度覚えた手順でないと作業ができないといったことや、そういったことをうまく伝えられないことなどから、職場に馴染めなかった。

その後いくつか就労先をみつけたがどれも長く勤められず、トリノス職員からの勧めで、少し興味があると話していた自動車の普通免許の取得を目指すこととなった。支援団体の援助を通して無事に免許を取得できた A 君は自信がついたのか新たな就労への意欲を示すようになり、以前より希望していた業種に就職し退居、現在も同じ職場で勤務している。

(2) 就労自立支援において就労先からの協力が得られたケース

B 君は 18 歳を過ぎてからホーム入居となった。入居後すぐに仕事探しを始め、正社員として就労することが出来た。B 君はトリノスに来るまで、就労の経験は無かったが、勤務態度は良好で、退居まで一度も欠勤や遅刻をすることも無く就労し続けることが出来た。

就労、生活面については問題なく進んでいたものの、退去時に賃貸契約を結ぶ際に親権者の同意書の壁がちはだかった。B 君も親権者の協力は得られないような状況にあり、頼りになる親族もいない状況であった。そこで、ホーム側から B 君の就労先に事情を話したところ、そちらで借り上げてもらえることになった。就労先の協力が得られるようなケースだと支援がやりやすくなるという例であった。

(3) 二度の入居を通して長期間にわたる生活力向上にむけた支援を行ったケース

C 君は、中学卒業後まもなくの入居であった。就労経験もなく生活力もまだまだ乏しい状況だったため、児童相談所と相談の上、生活が軌道に乗

るまでの 3 か月間生活保護の受給を進めることとなった。

アルバイト就労をしたものの、労働時間が増えると体調を崩し不眠が続いたため、心療内科へ通院することになった。その後より安定した自立後の生活を目指して二度ほど正規雇用への転職を決意するが、プレッシャーからまた体調を崩し、二度とも退職をすることとなった。

二度目の転職については、すでに一人暮らしを開始していたが、無断欠勤が続き、ホームからの連絡にも応答がなく、安否確認ができない状況になった。結果的には警察と管理会社が立会いの下で、強制開錠をしなくてはならないような事態になったため、C 君と話し合いをした上で、ホームへ再入居となった。一人暮らしをする中で、貯金が減ることが気になり、食費を削って一日一食カップ麺のみという食生活が体調を崩す大きな要因と判明した。

再入居後、自炊は C 君には難しいと考え、近隣にある店では弁当や惣菜を購入する上でどこが安いのかどんなものが売られているのか、また外食する場合はどこが安いのか、一人で気楽に入れそうな店はどこかなどを伝え、一人暮らしを再開した後も定期的に職員が特に食生活について様子を見に行っていた。現在も就労と一人暮らし生活を継続できている。

(4) 就労支援において縁故採用の活用について考えさせられることになったケース

D 君も中学卒業後まもなくの入居で就労経験はなかった。C 君と同様に生活保護を受給しての入居となった。年齢や D 君の就労経験や社会経験の乏しさから就労開始は難しいと思われたが、運良くホームがお世話になっている地域の団体の関係者から職場を紹介してもらい早期に就労開始が可能となった。

だが、後から振り返るとこの縁故就労には良かった点と悪かった点とがあった。良かった点としては、就労先とホームが密に連絡をとり、本児の状況をよく理解していただいた上で十分な配慮をしていただけたため、1 年半以上にわたり就労を継続することが出来た。貯蓄も安定的にできた。しかし反面、C 君にとっていわゆる求職活動を経験できなかったことが次の求職活動の際にハンディとなってしまった。さらに、縁故採用ということで、通常社会では許容されないようなことも大目に見ていただいた結果、社会人としての成長が妨げられてしまったこともある。

本児は当該の職場で就労している際に複数回店長と揉め職場を飛び出しているが、最終的に解雇に近い状況で退職となった。また、D君が賃貸契約を結ぶ際には、どうしても親権者同意書が必要となっていた為に、交流を避けていた保護者へ児童相談所を介して連絡をとり、なんとか協力を得ることができたので、手続きをすすめることができた。

その後D君は一人暮らしを開始したが、貯金70万円が3か月で7000円まで減少したとホームに連絡が入った。職員もD君の就労が続いているか、居室がゴミ屋敷になっていないかなどは退居後も確認していたが、貯金残高についてはD君が「大丈夫です」というのを鵜呑みにしていたため、発見が遅くなってしまった。

4. 支援から浮かび上がってきた課題と提言

(1) 支援実践から浮かびあがってきた課題

中卒者、特に18歳未満を取り巻く厳しい環境の下での支援のあり方が大きな課題となっていると感じる。

18歳以上になると、夜勤を伴う仕事、警備業、アルコールを提供する飲食業をはじめ、18歳以上が望ましいとされる危険を伴う業務や入寮して勤務するような仕事など、就業の選択肢が広がる。運転免許取得ができるとさらに就職に有利になる。

一方、18歳に満たない場合、以前は中卒者の受け皿となっていたような力仕事系の職場でも、リスク回避のために親権者同意書を求めることも増えている。賃貸契約での審査も厳しくなっており、18歳未満ケースはなかなか安定した就労先、住居を得ることが難しく、入居期間も長くなってしまふ。

(2) 提言

注

¹ 全国自立援助ホームハンドブック制作実行委員会(2013)『自立援助ホームハンドブックさぽおと実践編』全国自立援助ホーム協議会 p16

² 同上 pp16-17

³ 村井美紀(2000)「『自立』と『自立援助——自立援助ホームに関する研究 その1——」『東京

今後の自立支援としてすすめていきたいのは、利用者の高校復学支援である。自立援助ホーム利用者の高校進学、通学に関連した費用についての支弁が増額していることもあり、これまでになく自立援助ホームでの就学支援は充実させられる機運にある。さらに私達の法人は児童養護施設を2つも抱えている法人であり、その2施設との連携はこれからの自立援助ホームのあり方の一つのモデルになり得ると考えている。

具体的には、現在、児童養護施設から自立援助ホームへの入居はあるが、逆のパターン、つまり自立援助ホームから児童養護施設への入居はない。都内の児童養護施設はどこも定員満員状態で入所を受け入れているような状況下であり、特に高齢児童の受け入れが厳しい状況であることは重々承知の上だが、前述のとおり、自立援助ホームからでも高校通学の道は開かれつつあるものの、やはり自立援助ホームでの支援は原則的に就労を前提としているものであり、予算制度的にも当然児童養護施設から通学をするほうが利用者にとっては負担が少なくすむ状況がある。

また現実的に、高校を中退することになったタイミングで児童養護施設から退所となり自立援助ホームに入居となる利用者も依然として一定数いるが、そういった利用者が一度自立援助ホームに来て就労生活をする中、やはり高校を卒業したいという再チャレンジの意思を固めた時にもう一度以前在籍していた施設に戻るといったチャンスを与えることにも意義はあると思う。

児童養護施設を途中退所になり、自立援助ホームに来る利用者には以前の施設を離れることになったことを後悔する方も少なくない。弾力性のある自立支援を実現するうえで、自立援助ホームと児童養護施設の連携は欠かせない考える。

国際大学論叢 人間社会学部編』57(6)p122

⁴ 注1 全国自立援助ホームハンドブック製作実行委員会 p20

⁵ 注3 村井美紀 p122

⁶ 同上 p122

⁷ 注1 全国自立援助ホームハンドブック作成委員会 pp53-54